

## 総量規制 Q&A

Q1 指定拒否対象圏域外から対象圏域内への事業所の移転や、対象圏域内での定員の増員は、新規指定ではないため認められると考えてよいですか。

A1 対象圏域内への移転や定員増を行うことで、対象圏域内の見込量を供給量が上回ることになるため、指定拒否制度の導入の趣旨から認めることはできません。

Q2 同一の指定拒否対象圏域内での移転は認められますか。

A2 認められます。ただし、対象圏域から別の対象圏域への移転については移転先の対象圏域の供給量が増加するため、指定拒否制度の導入の趣旨から認めることはできません。

Q3 指定拒否対象圏域で運営法人の変更を行いたいのですが、その際は新規指定の形をとるため、指定拒否の対象になりますか。

A3 運営法人が変更になる場合、変更前の法人が運営する事業所としては廃止、変更後の法人が運営する事業所としては新規指定の取扱いになりますが、同一場所・同一定員（もしくは減員した定員数）で引き続き事業所運営が行われ、事業所の継続性があると認められる場合については、対象圏域の見込量を供給量が上回ることがないため、指定拒否の対象外とします。

Q4 指定拒否対象圏域内で通所介護を運営しているのですが、地域密着型通所介護への移行を考えています。その場合は認められますか。

A4 通所介護から地域密着型通所介護への移行の場合、対象圏域内の見込量を上回るようになるため、指定拒否制度導入の趣旨から認められませんが、やむを得ない正当な理由が認められる場合に限り、移行の協議を行いますので、ご相談ください。